

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会 入会会員規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第5条から第10条の規定に基づき、この法人の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 この法人に入会しようとするものは、ホームページより入会の申し込みを行い、理事会の承認を経て入会が認められるものとする。

(入会の期間)

第3条 入会期間は原則として年度始まりの4月1日より3月31日の1年間とし、期間終了1か月前(3月1日まで)に退会手続きを行わない限り、自動に次年度へ更新とされるものとする。

(入会金及び年会費)

第4条 この法人の入会金及び会費は以下の通りとする。

	入会金	会費 (年額) *税込み	
(1)正会員	10,000 円	30,000 円	ただし、入会月により下記の通りとする 4月から 10月 入会 30,000 円 11月から 3月 入会 25,000 円
(2)賛助会員	10,000 円	10,000 円	

- (1) 入会金及び会費は理事会の決議により変更することができる。
- (2) 会費及び入会金は、振り込みまたは口座引き落としによる納入を原則とする。
- (3) 会員がすでに納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返却しないものとする。

(入会の不承認)

第5条 この法人に入会しようとするものに以下の行為が認められた場合は、入会の承認を得ることが出来ない場合がある。

- (1) 入会書に虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても入会金及び会費の納入がない場合
- (3) その他 当会が会員と認めることを不相当と判断した場合

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の次号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 半年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 解散したとき
- (5) 理事会において不相当との承認を得たとき

(変更の届出)

第7条 会員はその名称、代表者、住所、連絡先等登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを会員本人が行うものとする。

なお、変更申し込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当会はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第8条 会員は退会の日から1か月前までに別に定める退会届を提出して任意に退会することが出来る。

- (1) 再入会する場合は入会金を支払うものとする。
- (2) 半年以上会費を滞納した場合、会員資格を喪失し自動退会となるため再度入会する場合は入会金を支払うものとする

(改廃)

第9条 この規程の廃案は、理事会の決議による。

会員特典

	正会員	賛助会員
対 象	園を運営する事業主・施設	企業
特 典	<ul style="list-style-type: none">・ 社員総会における 議決権・ 研修会等の参加費 会員割引・ こども家庭庁等国からの情報提供・ メーリングによる情報提供・ 会員専用ページのアクセス (情報更新の閲覧・研修動画視聴)・ 園 運営・経営・保育関係の相談・ 国へ意見を要望(状況により精査)・ 国の相談の窓口・ 発達支援事業の経営・運営相談	<ul style="list-style-type: none">・ 研修会等の参加費 会員割引・ こども家庭庁等国からの情報提供・ メーリングによる情報提供・ 会員専用ページのアクセス (情報更新の閲覧・研修動画視聴)・ 企業ブース優先設置権利 会場規模により都度・ 企業チラシ配布権利(研修・DM送付) 10,000 円/回(印刷別)・ 企業広告メール配信 1回/年(無料)・ ホームページバナー掲載権 15,000 円/年

*特典は税抜きでの表示

附則

令和6年4月1日より施行